

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

- ・工事現場から排出される産業廃棄物（汚泥、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）等を中間処分場又は最終処分場（管理型）へ運搬を行う。
- ・生コンクリート工場から排出されるガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を中間処分場へ運搬を行う
- ・製紙会社等から発生する燃え殻、ばいじん、汚泥を中間処分場へ運搬を行う

営業範囲

徳島県

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	積替え又は保管を行う 場合に積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	燃え殻	300 t/月	固形状・ 粉状	該当なし	松浦開発興業株式会社鳴門市撫養町 木津字イヤケ谷1449-1-16
2	汚泥	100t/月	固形状	該当なし	松浦開発興業株式会社鳴門市撫養町 木津字イヤケ谷1449-1-16
3	金属くず	10 t/月	固形状	該当なし	三木資源 株式会社 徳島市昭和町8丁目27
4	ガラスくず及びコ ンクリートくず及 び陶磁器くず	50 t/月	固形状	該当なし	松浦開発興業株式会社鳴門市撫養町 木津字イヤケ谷1449-1-16
5	がれき類	50 t/月	固形状	該当なし	松浦開発興業株式会社鳴門市撫養町 木津字イヤケ谷1449-1-16
6	ばいじん	300 t/月	固形状・ 粉状	該当なし	松浦開発興業株式会社鳴門市撫養町 木津字イヤケ谷1449-1-16
7					
8					
9					
10					

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	粉粒体運搬車	徳島800 は483	13,800	松浦開発興業(株)	
2	粉粒体運搬車	徳島800 は485	14,180	松浦開発興業(株)	
3	粉粒体運搬車	徳島800 は751	14,300	松浦開発興業(株)	
4	ダンプ	徳島400 そ6889	2,000	松浦開発興業(株)	
5	脱着装置付 コンテナ専用車	徳島100 す1954	3,850	松浦開発興業(株)	
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地	徳島県板野郡藍住町徳命字前須東164番地1				
駐車場の所在地	鳴門市撫養町木津字イヤケ谷1449番1の13, 1449番1の14, 1449番1の15, 1449番1の16, 1449番1の17, 1449番18, 1449番49の一部 ※ 付近の見取図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考		

(第3面)

(3) 積替施設又は保管施設の概要
該当なし
※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

（1）車両毎の用途

①粉粒体運搬車

燃え殻、ばいじん

②ダンプ、脱着装置付コンテナ専用車

燃え殻、汚泥、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類

（2）収集運搬業務を行う時間

8時～17時

（3）休業日

日曜、お盆、年末年始

従業員数の内訳

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4人	0人	0人	2人	6人	22人	人	34人

(第5面)

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

（1）運搬に際し講ずる措置

① 飛散及び流出の防止措置

ダンプ及び脱着装置付コンテナ専用車での産業廃棄物の運搬は、荷台にシートを掛けて飛散を防止する。

汚泥を運搬する際は排出事業者が脱水し固形状にしたものを受け取り運搬する

② 悪臭の漏出の防止措置

産業廃棄物から悪臭は発生しない

③ その他の環境保全措置

（2）積替え又は保管施設において講ずる措置

該当なし